

平成27事業年度 監事監査報告書

平成28年6月

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び第38条第2項の規定並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構監事監査規程に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の平成27事業年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の業務、事業報告書、法人単位及び勘定単位の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書並びに法人単位及び勘定単位の連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

監事は、平成27年度定期監事監査計画等に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門長、企画部等の業績評価部門長その他職員等（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会等重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を直接把握し、必要に応じて説明を求めたほか、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を閲覧した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人中小企業基盤整備機構法、又はその他法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について実態を調査し、必要に応じて説明を求めた。子法人（通則法第19条第7項に規定する子法人をいう。以下同じ）の調査等については、株式会社繊維リソースいしかわについて、会計監査人との緊密かつ有機的な双方向のコミュニケーションのもと、子法人の業務執行体制等に関する課題認識の一体化を図ったうえ調査を実施したほか、他の2社についても業務の実施状況等について説明を求めた。

さらに、当該事業年度（第12期）に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、決算担当部署からの報告及び説明のほか、勘定別の利益の処分に関する書類（案）又は損失の処理に関する書類（案）を除き、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の実施する当該事業年度に係る業務の監査及び会計の監査を行った。

●監査実施箇所及び実施日

実施箇所	実施日
① 本部	平成27年 7月 3日～平成28年 3月31日
② 北海道本部	平成27年12月 7日
③ 東北本部	平成27年10月21日～10月23日
④ 関東本部	平成27年12月 3日
⑤ 中部本部	平成27年10月13日～10月15日
⑥ 北陸本部	平成27年11月26日～11月27日
⑦ 近畿本部	平成27年11月24日～11月26日
⑧ 中国本部	平成27年11月11日～11月13日
⑨ 四国本部	平成27年11月17日～11月19日
⑩ 九州本部	平成27年10月26日～10月28日

II 監査の結果

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(1) 中期目標及び中期計画に基づき実施される業務の監査結果

1) 平成27事業年度計画の事業実績と評価（総括）

機構が行った実績、評価は、「独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）」に基づき実施されており、理事長のリーダーシップのもと政府の政策実現への寄与など適正な評価がなされているものと認める。

適正な評価の対象となる機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、第3期中期目標の達成に向けた2年度目として、①東日本大震災からの復興、②日本再興戦略の目標達成への貢献、③小規模事業者へ焦点を当てた政策展開への貢献への対応を最重要課題とした中期計画目標の達成に向けて効果的、効率的に実施されたものと認める。

平成27年度の業務実施状況を概括すると、①起業支援ファンド等の組成促進、インキュベーション事業による事業化支援等による創業・新事業展開への支援、②新たな市場開拓、取引先・業務提携先の開拓（「中小企業総合展」「eコマースセミナー」「J-GoodTech（ジェグテック）の運営」等）、海外展開支援といった販路開拓支援、③平成27年度新たに加わった福島原子力災害被災者支援を含む東日本大震災の復興支援、④中小企業再生支援全国本部、事業引継ぎ支援全国本部による各都道府県に設置された再生支援協議会、事業引継ぎ支援センターへの相談・助言による事業再生・引継ぎ支援、⑤大幅に加入者が増加した小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営が実施され、加えて、地域支援機関等に対する支援につい

でも、相談・助言、情報提供、講習会等や「よろず支援拠点全国本部」、中小企業大学の研修を通じ、精力的な取り組みがされた。

これらの業務を含めた平成27年度計画における数値目標の達成状況をみると、ほとんどの項目において目標を上回る実績を上げており、そのうち、目標設定の際に特に重要度及び難易度が高いとされた項目については、多くの項目について目標を大きく上回っている。

2) 業務及び実施体制に関する個別事項

①本部と地域本部の連携

J-GoodTech（ジェグテック）やBusiNest（ビジネスト）などの草創期の事業において平成26年度に顕在化した本部と各地域本部との役割分担と相互協力関係については、企画部を中心に地域本部との意見交換を積極的に行い、本部の関係事業部門と地域本部との連携が改めて強化されたところであるが、この相互協力の在り方は、機構の組織運営、業務実施の根幹に関わることであるので、絶えず現状を検証し、課題の有無を把握することに努め、課題がある場合には速やかな対応を図ることを望む。

②機構及び機構が行う事業の周知・認知度の向上

これまで展開してきた施策周知活動・認知度向上活動の効果測定を行うため、機構の名称、事業・支援施策（サービス）などの認知度に係る調査を実施した。ただし、調査の実施とデータの整理が第4四半期となったため、調査結果の活用という点では平成28年度以降となるが、調査は機構としての問題認識について確認したという点が大であるため調査結果に関わらず間断なく取り組んで頂きたい。そのような中で、平成27年度におけるさらなる認知度向上への取り組みの一環として、メディアへの支援施策等の情報発信強化を目的に、メディア懇談会を定期的に開催することとし、①国内市場の縮小と海外市場獲得の必要性、②海外市場獲得に向けた支援策（越境eコマース、J-GoodTech（ジェグテック）等々）の説明などを内容として、平成27年12月17日に開催したことなど、当課題への継続的、発展的取り組みを評価する。

また、共済事業については、引き続き「知られていないことは存在しないことと同じ」との思いで役職員が心を一つに一丸となって取り組んだこと、併せて新規加入者への認知媒体調査を実施（もっとも本調査も機構の問題認識を確認した面が大である）し、動画の積極活用等高効果・高効率な周知方法について、継続した改善に取り組んでいることを評価する。

③機構が出資する第三セクターについて

機構の平成27年度法人単位財務諸表上、機構が出資する第三セクター（以下「出資先第三セクター」という。）に係る貸借対照表計上額は、89社で約422億円である。この出資先第三セクターに関する管理については、平成27年7月に「理事の掌理する業務について（理事長通知）」を改正し、これまで複数の理事に担当が別れていた出資先第三セクター管理の掌理を1名の担当理事に集約し一元的な管理を行うこととしたことに伴い、平成27年10月13日に法人単位レベルの当面の対応方針を策定したところである。

当該対応方針においても前提としているところであるが、第3期中期計画をベースに平成27年度計画において、機構の「財務内容の改善に関する取組」の一つとして、「産業投資特別会計による出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資については、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行い、経営健全化計画の実行状況を管理するなど、事業運営の改善を求めるとし、事業運営の改善が見られず、経営状況の一層の悪化が見込まれる場合には、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。」としていること、加えて「その他財務の健全性の確保に関する取組」の一つに「その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めるとし、適切に対処する。」とした年度計画における出資先の管理に係る態様に十分留意して取り組むことが肝要である。

さらには平成26年6月改正の通則法第19条第7項において「独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるもの」としてこれまでの独立行政法人会計基準によるところの独立行政法人が議決権の過半数を所有している等の会社である特定関連会社が、「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令（平成27年総務省令第28号）」において子法人として明確化されたことに伴う出資者としての機構の責務に十二分に配慮したメリハリのある取り組みも必要である。

（後掲p.12 「1 機構が出資する第三セクターの管理について」参照）

④東日本大震災の復興・再生支援について

東日本大震災の復興支援は、国の政策展開に対応して機構がおこなうべき重点事業となっている。東日本大震災に対する記憶の風化が進み、社会的関心が薄れがちな昨今、機構は一貫して震災復興を中心的に担ってきており、果たした役割は非常に大きい。

平成27年度においては、被災地事業者への販路開拓支援、仮施設巡回訪問によるきめ細かな相談支援等、地域の実情に則し地元のニーズに応えるかたちの震災復興支援アドバイザー派遣事業等を通じ、アドバイス支援を強力に実施し、

多くの成功事例も報告されてきたところである。

また、仮施設整備事業は5年近く展開してきたが、被災地域における雇用の確保、事業再開による地域住民の大幅な減少を回避し、約1万1千人の就業場所を確保してきている。

平成27年度実績の特色としては福島支援への強化が挙げられる。福島相双復興官民合同チームへ参画し、官民合同チーム全体としての被災事業者への訪問実績延べ5,273回を支えた。また仮施設整備事業では福島県における避難住民の帰還支援の一環として、被災事業者が入居する仮設店舗を南相馬市小高区に整備した。

とはいえ、復興支援のあり方については様々な見解があり、商店街復興等は、場所の確定も含め、地元の合意形成を得るうえでいくつかの論点も呈されている。被災地の人々の要求と願いを皮膚感覚で理解し、その実現を一義的に考えることを基本としつつ、引き続き困難な課題に立ち向かって頂きたい。

⑤女性の活躍推進について

独立行政法人における管理職に占める女性の割合については、内閣府からの要請（平成26年3月28日）を踏まえ、当機構においては平成27年度末までに5%という数値目標を定めて登用を進めた結果、機構における女性管理職は、平成26年度4月段階の5名から、平成27年度末には12名（前年比2.4倍）に増員され、管理職中の割合は5.6%と、数値目標が達成されたことは評価できる。今後も、取り組みを推進するとともに、女性管理職がより働きやすい環境の整備促進を期待したい。

たとえば、女性の活躍に対する理解を深めるため、セミナー等をさらに充実させることも有効であろう。こうした取り組みによって全体が明るく活力に満ちた組織となるように配慮する必要がある。

⑥情報化ネットワークシステム運用管理業務（市場化テスト）への対応

機構WANシステム運用管理業務については、平成28年4月から市場化テストを導入することとなっていた（「公共サービス改革基本方針」（平成26年7月閣議決定））ところであるが、「業務の効率化・合理化及び情報セキュリティの強化を目的として、従来のシステム構成及び運用に対し、より大幅な見直しを行う」ことから、システムの更新時期も考慮の上、平成28年度以降に民間競争入札を実施することとなった（「公共サービス改革基本方針」（平成27年7月閣議決定））。

これを受けて、平成28年度内にも入札公告を予定しているが、平成27年度において整備する予定であった情報システムの企画から開発・運用等における各段階で標準化された基準（開発・運用標準）について早急に整備し、一定のセキュリテ

ィの担保、着実な運用段階への移行等を図り、市場化テストへのスケジュールを確実に実施することを望む。

⑦ e コマース支援

e コマースを活用した販路開拓支援は、機構が掲げる当面の重点施策の一つである。平成27年11月に「IT活用ビジネス推進室」が設置され、様々な事業が展開されていることは評価できる。しかし一方で、本来最もこの業態への参入が期待される、地方の中小企業経営者の関心がいまだそれほど高まっていない状況がある。地域本部との連携をさらに強め、この分野の専門家の増員等も含む様々な方策の推進が望まれる。

(2) 業務運営の適正かつ効率的な実施状況

1) 業務運営の実施状況

業務運営の効率化については、理事長の業務改善、P D C Aサイクルの実効性向上に向けたリーダーシップの発揮、ITの活用によるお客様へのアプローチ、組織パフォーマンスの向上等により実現されているほか、中小企業の経営環境・ニーズの変化に柔軟に対応することが求められている中で新たに付加された政策課題等、事業の拡大に対しても専門性を有する外部専門家等の活用により与えられた政策課題を効率的かつ着実に実施している。

2) 金融業務に係る内部ガバナンスの高度化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」において、機構が講ずべき措置として、「財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、高度化事業については、金融庁検査を導入する」とされた以降、高度化事業については、信用リスク管理、資産査定管理に関する体制の整備を図ってきたところである。

しかしながら、信用供与先に対する管理について、実際の信用供与先が組合や組合員企業の場合、その貸付残高の把握や自己査定方法に関して、都道府県との協調融資事業として歴史ある高度化事業固有の制度に起因したリスクがあるとすれば、そのリスクの軽減に向けた方策の検討と具体化に向けた取り組みが肝要であるため当該検討に着手されることを望む。

3) 情報システムについて

各事業部門の業務を支える基盤としてのITシステム及びIT活用体制を常に最適な状態に維持するため、情報システム及びグループウェア等のITツールの改善などを通じ、業務の効率化、情報共有の強化、そして意思決定の迅速化等を図ってきて

いると評価できる。

個別事項としては、①情報システムの適正な導入、運営計画等を検討する情報システム委員会、②本部及び全地域拠点（中小企業大学校を含む）の情報化推進担当役が参加する情報化推進担当役会議、③部門情報セキュリティ責任者を委員とする情報セキュリティ委員会等において、業務部門からの意見を吸い上げるとともに、ITに関する情報発信やセキュリティ対策に係る意識の醸成、浸透に努め、組織内情報共有や意思決定の迅速化を推進し、IT活用によるお客様へのアプローチの強化に努めてきていると評価できる。特に当面の最重要課題の一つであるセキュリティの強化においては、職員の意識改革ならびに正しい対応の定着がなによりも重要であることから、情報セキュリティ研修に関して、受講対象者の受講利便性を向上し受講機会を拡大するためのeラーニングシステムの導入、サイボウズポータル画面のテロップ運用等、ユーザのIT活用利便性の向上に向けた対応のほか、ITシステムを安心して活用するために共済ネットワークの分離、不正アクセス検知システムの導入、メールフィルタリングサービスの導入、メール添付ファイル自動暗号化機能の導入等各種対策を速やかに実施したことによって、確実に安定的な業務実施基盤維持を図っていることは大いに評価できる。

一方、外部専門家のセキュリティ意識の向上も大きな課題である。常設専門家への研修の義務化は評価できるが、最新情報のタイムリーな提供が望まれる。また、登録専門家に対しても、しかるべき対策を講じることが望ましい。

なお、本項頭書に各事業部門の業務を支える基盤としてのITシステム及びIT活用体制を常に最適な状態に維持と記載しているが、これに関して次の2つの事項に留意して頂きたい。

- ① 平成28年度から運営費交付金の収益化方法が原則として業務達成基準に移行することや独立行政法人会計基準の新たな定めによって、平成27年度まで採用してきた費用進行基準による収益化方法に比し、運営費交付金の執行管理をより厳密に行うことが要請される。この要請を踏まえると企業会計を原則とする独立行政法人の会計処理のなかでも特に基本となる発生主義による費用計上の重要性が一段と高まることに留意し、現状の会計処理システムの活用体制を検証することが必要である。
- ② 平成27年度計画においても、適切な評価を踏まえた業務改善を適宜図るため、「業務遂行上の問題を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、四半期ごとの損益状況の確認（中略）により、事業の進捗状況を把握する」ことを掲記し、四半期ごとにその損益状況等が役員会において報告されてきたところである。

この四半期ごとの損益状況等の報告の精度を一層高めるためにも、発生主義の観点から関係者による検証を行い、適宜の対応をとることが必要である。

4) 事業のスクラップと組織の統合・再編について

機構事業の見直しについては、窓口相談業務の時間短縮及び本部が実施する「ファンディングinTokyo」について、他支援機関においても類似マッチング事業を実施されていることから平成28年度より休止することとした。

しかしながら、職員の増員が困難な現状において、与えられた政策目標を着実に達成し、効率的な組織運営を行うべき状況に何ら変化はないことから、機構自ら事業のプライオリティを判断し、事業のスクラップについて継続的な取り組みを期待したい。

一方で、各々の部門の業務内容について類似性、必要性等をチェックし、組織の統合・再編（組織の大きくくり化）により、人的リソースの確保を検討すべきである。

(3) 財務内容の改善状況

1) 給付経理における今後の資産・負債の評価

平成26年度において、「繰越欠損金削減計画（平成21年8月21日）」で想定した第4期中期計画期間中に繰越欠損金を解消するという標準シナリオを大幅に前倒しして解消し、683億円の利益剰余金を計上するに至ったところである。しかしながら、平成27年度は、金融・資本市場の円高・株安を背景に信託運用損を要因として再び欠損金を計上する決算となり、その額は25億円であった。

この小規模企業共済事業について、欠損金の発生を抑制する趣旨から今後の資産・負債を評価、検討した、機構内に設置した外部有識者からなる「小規模企業共済制度の在り方検討会」での結論を参考として、平成27年12月14日の「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第5回共済小委員会」では、「小規模企業共済制度の剰余金の取扱いについて」が議題となり、さらには、平成28年3月10日の「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会（第3回）」では、「※第5回共済小委員会における検討内容について」として、以下の資料が配付されたところである。

（前略）制度の信頼性を高めるためにも、欠損金が発生する可能性を抑制する必要がある。そこで、現行制度の付加共済金の原資である剰余金の中から、一定額を留保する措置を実施するため、事務局から以下の提案を行った。

1) 当面、剰余金のうち1/2に相当する額を付加共済金の原資とし、残り1/2に相当する額を積立金に当てる。

2) 期待収益率を約2%とし、平成35年度をめどに約3,200億円～約5,000億円の積立を当面の目標とする。

この提案内容については、原案どおり了承された。（以下、略）

このように、小規模企業共済事業において、その資産と負債の在り方について、制度の安定性確保の観点から検討されるに至ったことは、長期的視点からみて評価するところである。

2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

(1) 理事長の意思決定

1) 内部統制システムの整備・運用について

平成27年4月1日の通則法の改正法の施行に合わせて、新たに「内部統制システムの整備に関する事項」等が追加された業務方法書が改正・施行された。その際、業務方法書の改正に伴い生じる規程等の整備の時期を定め、「内部統制の推進に関する規程」等については、9月30日までに、その他の内部統制環境等の整備に関する規程等（「中期計画等の策定及び評価に関する要領」等）については、平成28年3月31日までに順次整備された。新たに、理事長をトップとする内部統制に係る体制の検証や改善を図るための「内部統制委員会」やリスクの管理状況、リスクの顕在時の対応方針を検討する「リスク管理委員会」、外部有識者による「高度化事業等リスク管理評価委員会」も開催され、統制活動も動き出した。

理事長は、職員とのコミュニケーションを重視し、現場で中小企業支援を担当する経営支援課長等職員の属性を設定した「理事長ラウンドテーブル」を実施しているほか、支援の現場で働く地域本部職員とのコミュニケーションについては、訪問時に意見交換の場を設定し、自らの考えを直接伝えるとともに、職員から生の声を聞いている等、常に本部及び地域本部の職員との意見交換を積極的に行うことにより、機構の業務の状況や課題を直接把握するとともに、地域本部ごとに新たな試みを加えて開催する「お客様懇談会」等を通じて、機構内外の環境やリスクの状況等を直接把握している。

また、経営に関する重要な事項については、原則として月2回開催される役員会、さらに毎週初に開催される役員定例会での議論等を経て意思決定を行っており、理事長の指示、業務運営上の考え方に関する発言要旨等については、グループウェア上に掲載するとともに、上記会議に出席した役職員が担当部門の会議や資料の回覧により伝達する方法で共有されており、地域本部長会議（4回/年）における業務運営について示された方針等や意見交換の内容についても同様の方法で共有されている。

さらに理事長の指示により平成28年度の事業実施にあたり、理事長と各地域本部長との個別面談を一定の期間内に集中して行うことが、企画部を通じて平成27年度内に設定され、平成28年度当初に各地域本部の平成27年度の総括と平成28年度の実施方針について共有する場が設けられたところである。なお、この場合は、理事長と各地域本部長との情報共有・確認を個別に行うことを主眼としたものであることから、同席の役員は該当する地域本部担当理事に限定して行うことを原則としていると

ころに意義があるものと評価するところである。

以上のように、内部統制システムに関する理事長の職務の執行は適正であり、指摘すべき事項はない。今後とも、引き続き職員からの意見等も踏まえて、タイムリーな情報発信を継続的に行い、統制環境の整備・強化に引き続き努めることを期待する。

2) 経営方針、コンプライアンスの徹底について

前掲の役員定例会を踏まえ、各理事をヘッドとする部門単位による職員への課題周知等、組織目標や業務課題などの共有化が図られており、また、部門長、部門の筆頭課長等、各層による定例会議においても情報の横断的共有を図る等内部統制の基盤は整備されている。

さらに、職員の能力、モチベーションを高め、個人を尊重しオープンで信頼し支え合う風土の醸成のため、引き続き機構を取り巻く環境や経営方針等についての職員勉強会、先輩役職員による講話会や現場を知る機会として支援機関や企業の視察等を実施している。

情報漏えい等に関しては、原因の分析や再発防止のための措置が過去の事案を踏まえて講じられており、ITシステムに新たな手順のさらなる導入を実行に移すなどの確に取り組んでいるところであるが、メール誤送信について、過去と同様の原因で同様の事案が発生しており、組織において継続して取組み強化に努める必要がある分野であることから、より一層の緊張感を持って対応することを望む。

3 役員の職務の遂行についての意見

「I 監査の方法及びその内容」により監査した限りにおいて、役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表（勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、通則法第37条の規定に基づく主務省令の定めるところにより作成されており、機構の平成28年3月31日現在の財政状態並びに平成27年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。

勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

なお、決算担当部署からの決算処理方針等の説明をもとに監査を実施した範囲においては、財務諸表の重要な虚偽をもたらす不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められない。

(2) 決算報告書は、理事長による平成27年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。

(3) 会計監査人である「有限責任あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

(4) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）等において監事による監査等が定められた事項については以下のとおり。

1 給与水準の状況

役員の報酬及び職員の給与等の水準については、平成28年6月10日に担当部署に説明を求め、個別インタビューを実施した。

平成27年度における当該水準の適正化については、第3期中期計画に定めるところにより、所定の対応を行っているものと判断した。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、理事長の報酬水準については、機構と同程度の規模の民間コンサルティング会社及び独立行政法人等を参考とする他、法人業績評価の反映等、妥当性について確認した。

なお、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」に基づく国家公務員の退職手当の支給水準の見直しに準じた引下げ措置を実施している。

2 契約の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、「現行随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」ことを受けて定めた「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）が決定された。これを受けて策定することとなった「調達等合理化計画」の策定及び自己評価等について監事

及び外部有識者によって構成される「契約監視委員会」において、点検も行われており、契約の状況は適正なものと判断した。

また、当該計画で新たな随意契約案件については、事前に入札・契約手続委員会で検証・点検を受けることとしたところであるが、引き続き随意契約件数の減少に努められたい。

また当該計画では事務・事業の特性を踏まえPDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むこととなるが、契約担当者会議や各地域本部等への訪問指導を通じ意識付けを行うことなどにより、一者応札・応募の減少に向けた調達改善により一層取り組まれたい。

3 保有資産の見直し等

平成27年度計画に定めた保有資産の見直し等に係る事項については、「中心市街地都市型産業基盤施設は、地方公共団体等と売却又は移管に向けた協議等を行う。」に関して、2施設について平成27年度内に地方公共団体と譲渡契約を締結し、うち1施設は年度内に引き渡しを完了している。残り2施設についても速やかに譲渡に係る協議が完了することを期待したい。

また、中小企業大学校施設の稼働率の向上については外部専門家の意見等を踏まえた利用促進策に取り組んでいるなどのほか、その他の事項についても適切に対処している。

IV 平成26年度監事監査報告事項への対応等評価

平成26年度の監事監査において改善を求めた事項については、概ね対応措置が取られており評価できる。ただし、以下の点については、引き続き改善の余地があると認められるので更なる取り組みを期待したい。

1 機構が出資する第三セクターの管理について

設置根拠法の多様な出資先第三セクターに対するリスク管理・対応方針等について一元的に検討・決定を行うための体制が整備され、機構が筆頭株主（同順位も含む）で会計監査人を置いていない出資先に対して、会社管理体制について質問書を送付し、出資先管理の適切性を確保する取り組みは評価できる。

さらに、通則法改正により子法人に対する責任が強化されていることから、機構が議決権の過半数を所有しているものの取締役を派遣していない「特定関連会社」の経営管理についても検討する余地があると考えられる。

なお、平成25年度末をもって分譲等業務が終了し、出資継続の意義が乏しいと判断される出資先第三セクターについては、地元地方公共団体との精力的な交渉により、譲渡に係る協議が早急に完了することを期待したい。

（前掲p.3 「③機構が出資する第三セクターについて」参照）

平成28年6月24日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

監事 大槻 一公男 ⑩

監事 中本 皓三 ⑩

監事（非常勤） 本田 優子 ⑩

※上記は、当法人が「平成27事業年度監事監査報告書」の原本の署名及び印影部分を電子化し作成したものであり、その原本は当法人が別途保管しております。